

市議会自主解散・市長選との同時選挙に「賛成」 橋本武夫

第2次世界大戦後、新しい地方自治制度が作られ、昭和22年4月に全地方公共団体で一斉に選挙が行われたのが、第1回統一地方選挙である。その目的は、有権者の選挙への意識を全国的に高め、また選挙事務や費用を節減することであった。しかし現在では、首長の死去や辞任、リコールや市町村合併などで統一率は3割を下回っており、それによる投票率の低下は、政治の劣化の一因と言われている。本来であれば、全国的な統一に向けた議論が盛り上がってしかるべきであろうが、少なくとも当該自治体の議員選挙と首長選挙を統一することは実践されるべきと考える。

本市において、市長選挙と市議会議員選挙の日程がずれているのは、合併時の在任特例によって、旧三町の議員が6カ月間引き続き在任したことによるものである。そのため、市長選挙と市議会議員選挙の両方に立候補することが可能になっている。法律に違反するわけではないものの、市長と議員の立場や役割は異なっており、それを認識せずに、ステップアップツールとして選挙を利用することは賛成し難い。これは、多くの市民が感じていることと思う。少なくとも、政治家として成し遂げたいことの説明責任は果たされるべきであり、当選後には、その実現のために、その役割を全うしなければならないことは論を俟たないが、そうはなっていないと言う市民の声は多い。

言うまでもなく地方自治体は「二元代表制」であり、その機能を発揮するためにマイナスとなる要因は取り除く必要がある。同時選挙の実施は、その一つであると考ええる。

その他、同時選挙には ・経費が削減できる ・投票に行く回数減による市民の負担軽減 ・選挙に関する職員の負担軽減 ・注目度が上がり、争点が明確になる などのメリットが考えられる。

また、同時選挙を実現する方法が、現行法上は市議会の自主解散しかないことを挙げておかなければならない。

他方、同時選挙に反対する理由として「市民から負託された4年の任期を全うすべき」「4年の任期は重い」という主張がある。その説は、当然理解できるところではある。

しかし、本市議会の場合は、令和3年の選挙に際して、市長選挙との同時選挙を議論したものの、実現に至らなかったという経験をしている。そのため、令和3年の市議会議員選挙では、多くの候補者が同時選挙の実施を公約・マニフェストとしており、それを実現することは、市民の皆さまにもご理解いただけるものと確信している。

以上の理由から、令和7年の市長選挙に際し、市議会を自主解散して同時選挙を実施することに「賛成」する。